



福山市会計年度任用職員 事務補助業務 登録募集要項

福山市では、会計年度任用職員（事務補助業務）として勤務していただける方の登録を募集しています。

会計年度任用職員（事務補助）は、業務繁忙期や欠員が生じた場合などに職員の補助として一会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

登録者の中から任用の必要が発生した場合に随時、選考試験を実施します。

1 募集職種・業務内容

職種	業務内容
事務補助業務	<ul style="list-style-type: none">・窓口受付及び電話対応・パソコンでのデータ入力処理・Word, Excel 等を使用した資料作成・文書仕分け、郵便物の受発送業務・その他、配属先の事務補助 等

2 任用予定期間

2023年（令和5年）4月1日から2024年（令和6年）3月31日までの期間内（一会計年度内）で別途定める期間（原則、初回の任用は3か月以内）

※配属された所属や理由によって任用期間は異なります。

※勤務実績、業務の進捗状況、職員の配置の必要性等を総合的に判断し、一会計年度内での更新及び再度の任用や、一会計年度末までの任期終了後に引き続き再度の任用をすることがあります（最大5回まで）。ただし、業務繁忙期や欠員が生じた場合などの理由により配属する職であることから、任用の更新や再度の任用を約束するものではありません。

※任期の満了時に配置転換を行う場合があります。

3 選考試験

(1) 試験日

任用の必要が発生した場合に随時行います。

(2) 試験内容

レポート及び個人面接

区分	内容
レポート (当日持参)	「福山市会計年度任用職員（事務補助業務）選考レポート用紙」に必ず本人が自筆し、 試験当日に持参して提出してください。
個人面接	個人面接による口述試験です。

(3) 結果通知

- ・後日、結果の連絡を行います。
- ・選考試験により「採用者」を決定します。なお、一定の基準に達しない場合は「不合格」とします。また、採用とならなかった方のうち、一定の基準に達する方は「採用候補者」として採用候補者名簿に登録します。

区分	内容
採用者	試験結果により合格となった方であり、採用を予定しています。
採用候補者	新たな任用理由が発生した場合に採用されることがあります。 ※電話等により意向確認を行い、採用手続きを行いますので、連絡が取れない場合は採用されないことがあります。 ※採用候補者の有効期限は2024年(令和6年)3月31日までとします。 ※候補者名簿の中から採用するほか、ホームページやハローワーク等により直接募集することがあります。
不合格	一定の基準に達しない場合は不合格となります。 ※この度のものとは別に、福山市が募集する会計年度任用職員の職の新たな公募に応募することは可能です。

4 勤務条件

(1) 勤務場所

事務補助業務において想定される勤務場所は次のとおりです。ここに示す場所の他、別途依頼することがあります。

勤務場所	住所
本庁舎	福山市東桜町3番5号
松永支所	福山市松永町三丁目1番29号
北部支所	福山市駅家町大字倉光37番地1
東部支所	福山市伊勢丘六丁目6番1号
神辺支所	福山市神辺町大字川北1151番地1
すこやかセンター	福山市三吉町南二丁目11番22号
新市支所	福山市新市町大字新市1061番地1
沼隈支所	福山市沼隈町大字草深1889番地6
上下水道局	福山市古野上町15番25号
市民病院	福山市蔵王町五丁目23番地1号

(2) 勤務日・時間

原則として、月曜日～金曜日の8時30分～17時15分(休憩1時間)

週38時間45分(フルタイム)

※週30時間(6時間×5日等)等のパートタイム勤務をお願いする可能性もあります。

パートタイムのみを希望の場合は登録時に必ず記載してください。

※時間外勤務は通常ありませんが、特別に勤務した場合は時間外勤務手当を支給します。

(3) 給料

日額 7,410円(7時間45分あたり)

(条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。)

(4) 手当等

通勤手当，期末勤勉手当等の諸手当を一定の基準を満たした場合，それぞれの条件によって支給します。

(条例，規則等の改正が行われた場合は，その定めるところによります。)

(5) 休暇等

年次休暇，特別休暇，病気休暇など規則に定める要件を満たす場合は，有給又は無給の休暇制度があります。

(6) 社会保険等

任用期間等によって法令等に基づき，健康保険(広島県市町村職員共済組合)，厚生年金，雇用保険の制度が適用されます。

※厚生年金については，任用期間等の加入要件を満たした場合，実施機関が日本年金機構から広島県市町村職員共済組合に変わります。

※退職手当の支給対象となった場合，雇用保険は適用除外となります。

5 応募資格

地方公務員法第16条に定める項目のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人

※外国籍の方も受験できますが，在留資格において就労等が制限されている場合には，活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。なお，任用決定後，在留カード等の写しを提出していただきます。

6 申込

(1) 申込書類・注意事項

申込書類 (提出書類)	注意事項
福山市会計年度任用職員 任用登録用紙 (履歴書)	※原則， <u>電子申請システムから</u> 手続きしてください。 ※必ず写真を添付してください。 (申込日前3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向)
【試験日に提出】 会計年度任用職員 (事務補助業務) 選考レポート用紙	<u>試験当日に持参</u> して下さい。

※提出書類はすべて選考の対象です。

(2) 申込方法

福山市電子申請で申込手続を行ってください。



(福山市電子申請システム)

ア 「福山市電子申請システム」にアクセスし、手順に従って申込みを行ってください。

イ 電子申請システムでの申込みが完了すると自動で「申込完了メール」が送付されます。

※電子申請ができないやむを得ない事情がある場合のみ持参又は郵送での提出を認めます。

※申込書類は福山市人事課ホームページからダウンロードできますので、A4用紙にプリントアウトして使用してください。

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/jinji>)

区分	提出先・送付先
持参又は郵送の場合	提出場所：福山市役所本庁舎3階 総務部人事課 受付時間：8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

7 留意事項

(1) 地方公務員法上の服務に関する規定及び懲戒処分等の規定の適用があります。

(2) この募集は、常勤職員に採用するものではありません。また、継続的な任用を約束するものではありません。

----- 【問合せ先】 -----

福山市総務局総務部人事課（本庁舎3階）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1009 (直通)

福山市ホームページアドレス

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>